

2021年3月19日(金曜日)

〔ファクスだより〕

日頃からAEDを点検しましょう！

AED(自動体外式除細動器)は、適切な管理をしないと緊急時に作動せず、救命効果に重大な影響が生じます。いざという時に、AEDがきちんと使えるよう日頃から点検をしましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合は、使用期限が切れていないか確認しましょう。

日頃の点検が 大事な命を救います

【日常点検での確認事項】
▽インジケータの確認

AEDには、正常に動くことを示すインジケータが付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

▽消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かる表示ラベルが貼られていない場合は、製造・販売会社から提供を受けて表示ラベルを貼り、このラベルに従って、使用期限などが来たら、交換するようにしましょう。

製品名	製造・販売会社 (連絡先)
パラメディック アイパッド シーユー	(株)CU (0120-910-256)
カルジオライフ ライフバック サマリタン	日本光電工業(株)(0120-233-821) 日本ストライカー(株) (0120-715-545)
ハートスタート	(株)フィリップス・ジャパン (0120-802-337)
ZOLL AED Plus	旭化成ゾールメディカル(株) (0800-222-0889)
レスキューハート パワーハート	オムロンヘルスケア(株) (0120-401-066)
カーディアック レスキュー	日本ライフライン(株) (0120-001-332)

【その他の重要ポイント】

▽継続的な点検が大事

点検の担当者が代わった時は、継続的な点検の必要性を十分に認識するように、しっかり引き継ぎをしましょう。

▽耐用期間の確認

AED本体の耐用期間は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社が設定しています。耐用期間はAEDの添付文書や取扱説明書に記載されていますので、必ず、確認しておきましょう。

▽廃棄や譲渡する時は必ず連絡

AEDは高度管理医療機器、特定保守管理医療機器として、製造・販売会社が設置場所を登録・管理しています。AEDを廃棄、または譲渡する時は、必ず、製造・販売会社に連絡をしましょう。

AEDに関する情報は、(一財)JAEIに掲載されています。

厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/aed/